

令和5年度包括外部監査 総括意見一覧

No.	R5報告書掲載頁	総括意見の概要	総括意見の詳細	前回措置状況（公表済）	令和6年度公表時点の措置状況	現在の措置状況	対応方針
1	18	随意契約の適正化	随意契約の適正化に向けた各種対応（価格の妥当性検証、外部公表、システム対応）を県として検討するべきである。	随意契約の適正化に向けた各種対応については、他県の状況や導入効果などを踏まえ検討していくこととした。	検討中	検討中	現在、財務会計システムの再構築に向けて、随意契約の適正化に関するご指摘も踏まえながら、適切な対応について検討を進めているところである。随意契約の適正化に向けた各種対応については、今後も引き続き他県の状況や導入効果などを踏まえ検討していくこととした。
2	20	暴力団排除条項の記載	暴力団排除条項については契約書に記載する必要がある。	石川県文書例式に暴力団排除条項を入れる。	検討中	検討中	契約にかかる事務手続きの在り方全般について検討中。
3	20	個人情報取扱条項の記載	個人情報取扱条項については契約書に記載する必要がある。	個人情報保護法第66条第2項等の規定により整備した安全管理規程では、委託契約書には個人情報の取扱いに係る遵守事項を記載する旨を規定しており、当該規定について研修・監査等を通じてあらためて周知する。	検討中	措置済	委託契約書へ個人情報取扱いの遵守事項を記載することを定めた規定について、研修および書面監査の際に対象所属へ都度周知している。
4	20	前金払い条項の見直し	前金払の必要性を検討でき、相当性を担保する条項とすべきである。また、業務完了前に委託料を全額支払っている契約については、支払い条件の見直しを検討すべきである。	文書例式に記載されている契約文例を参考とするよう周知する。	検討中	検討中	契約にかかる事務手続きの在り方全般について検討中。
5	21	再委託禁止条項の記載	契約書（基本協定書含む）に再委託の制限を設ける条項を加えるべきである。	文書例式に記載されている契約文例を参考とするよう周知する。	検討中	検討中	契約にかかる事務手続きの在り方全般について検討中。
6	21	委託契約書のひな型の更新、法務チェック体制の整備	委託契約書をはじめ各種契約書の締結に際し、リーガルチェックがなされている最新の様式を共有し、適切な契約書が作成される体制の構築を検討する必要がある。	石川県文書例式を法律が改正された際など、適切なタイミングで契約文例を更新していきたい。	検討中	検討中	契約にかかる事務手続きの在り方全般について検討中。
7	22	条例及び通知等の網羅的な把握	イントラネットにおけるフォルダの階層の見直し検討や、検索機能の向上等を行い、業務の効率化を進めていただきたい。	通知等の検索性の向上については、事務サポートツールを活用するなど、業務効率化につながる運用も検討したい。	検討中	措置済	通知集を共有ドキュメントへ移行し、全文検索システムを導入したことにより通知等の検索性を向上させた。
8	22	会計事務の手引きの更新	県職員が実務を行う上で参照している「会計事務の手引き」において、特定調達に関する記載事項が、最新の情報に更新されていない。	会計事務の手引きを最新の情報が記載されたものに改める。	検討中	措置済	会計事務の手引きの特定調達に関する部分を最新の情報に更新した。
9	22	プロポーザル方式におけるガイドラインの整備	プロポーザル方式の実施に関するガイドライン等を整備することが望ましい。	プロポーザル方式におけるガイドラインの整備を検討する。	検討中	検討中	プロポーザル方式におけるガイドラインの整備については、現在作業中である。
10	23	再委託の基準と運用の明文化	再委託の基準と運用について明確にし、ガイドライン等に定めることが望ましい。	本県には再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがないことから、他の自治体の承認基準や運用について検討したい。	検討中	検討中	本県には再委託に関するガイドライン等の具体的な定めがないことから、今後も引き続き他の自治体の承認基準や運用について検討したい。
11	23	長期継続契約を締結することができる契約の拡大	年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務委託契約について、長期継続契約の対象契約とすることを検討すべきである。	長期継続契約の対象範囲の拡大については、これまでも他県の状況や導入効果、業界団体の意見を踏まえ検討してきたところであり、今後も引き続き検討していくこととした。	検討中	検討中	長期継続契約の対象範囲の拡大については、これまでも他県の状況や導入効果、業界団体の意見を踏まえ検討してきたところであるが、昨今の人件費など諸経費の高騰の状況も勘案して、今後も引き続き検討していくこととした。
12	24	再委託先での個人情報の取り扱い	再委託先で個人情報を取り扱う場合には、再委託承認申請書において、再委託先の個人データの取扱方法について報告を受けなければならない。また、個人情報の内容や規模によって、再委託先に対してどのような監督を行うのか、県として検討が必要である。	個人情報保護法第66条第2項等の規定により整備した安全管理規程では、個人情報の秘匿性等その内容やその量に応じて、委託先・再委託先における管理体制等について確認を行う旨を規定しており、各所属に対し再委託先に対し適切な確認や監督を行うよう研修・監査等を通じてあらためて周知する。	検討中	措置済	各所属に対し、再委託先に適切な確認や監督を行うよう研修時に周知した。

令和5年度包括外部監査 指摘・意見一覧

No.	区分	R5 報告書 掲載頁	契約名称	指摘等の概要	指摘等の詳細	前回措置状況（公表済）	令和6年度公表 時点の措置状況	現在の 措置状況	措置状況の詳細	担当部	担当所属
6	意見	34	県庁舎建築設備保全 業務委託（中央監視 等）	一般競争入札 の実施検討	本業務の受託者は21年間同一先で継続している 状況にあり、指名競争入札から一般競争入札へ の変更の必要性を検討すべきである。	本業務は専門性の高い業務であり、 その施設を熟知した者が業務を遂行 することが望ましく、災害発生時にも迅 速な初動対応が求められることから、 施設の近くに主たる営業所があること の重要性が高い。 指名競争入札では指名業者や受託 者が固定化されることもあるため、同 様な業務の一般競争入札の導入状 況の調査を行う。	検討中	検討中	本業務は専門性が高く施設を熟知している者や主たる営業 所が近いことが望ましい。現在一般競争入札の可能性につ いて他事例の調査を行っている。	総務部	管財課
7	意見	35	県庁舎電話交換業務 委託	必要に応じた仕 様書等の見直 し	入札辞退者が複数出ていることから、指名業者の 入札辞退理由を聞き取り、指名業者の選定方 法、仕様書の見直し等の必要性について検討す べきである。	当該業務に従事させることができる人 材の確保が困難なことから、入札を 辞退せざるを得ないこともあると聞き しており、指名業者については、慎重に 検討の上、選定したいと考えている。	検討中	不措置	現在の仕様書は、業務を行ううえで必要最低限の内容で あり、仕様書の見直しはできないものと考えている。また、指名業 者についても、慎重に検討のうえ、選定している。	総務部	管財課
9	意見	38	県庁舎清掃管理業務 委託（建物外部）	指名競争入札 の際の指名	指名業者の条件を満たす企業が複数存在する場 合には、広く受注機会が与えられるような指名業者 の選定方法を検討することが望ましい。	現在も清掃の指名競争2件につ いて、相指名にならないよう受注機会 の考慮をしており、また同様業務の指名 業者選定方法についての調査を行うこ ととする。	検討中	措置済	清掃の指名競争2件については、引き続き相指名にならない よう受注機会を確保している。なお、議会庁舎の指名につ いては受注者が毎年変わっている結果となっている。	総務部	管財課
13	意見	46	給与等支給事務労働 者派遣業務委託	契約単価の改 定	賃上げが高水準で続いている昨今においては、契 約期間が3年であったとしても、賃上げの状況に応じ て、契約単価を改定する条項の導入を検討すべき である。	今後の賃金の推移動向を見ながら、 契約更新時に必要な条項の整備につ いて検討を行う。	検討中	措置済	単価改訂条項について検討した結果、契約書に条項を盛り 込まないこととした。 主な理由は、以下のとおり ・直近2年の賃金上昇率平均を用い、3年の契約期間を 考慮した提案上限額を設定したこと ・本事業は3年の債務負担で予算措置されており、情勢激 変が起きた場合には、改めて予算措置した上で変更契約を 行う必要があること	総務部	人事課
18	意見	63	能登空港航空灯火施 設保守点検業務委託	1者応札への対 応	長期間1者応札となっている契約については、入札 に参加しない理由を聞き取り等し、かつ、他空港の 入札条件等を確認したうえで、入札参加資格、仕 様書等の見直しを検討すべきである。	他空港の入札条件等を調査し入札 参加資格、仕様書等の見直しを検討 する。	検討中	不措置	令和6年度に地方管理空港（飛行場）について調査したと ころ、一般競争入札では3空港のみ複数応札しているが、 16空港は1者応札であり、入札資格要件についても特に厳し い条件とはなっていないと思われる。 入札条件等の見直しは行っていない。	企画振興部	能登空港管理 事務所
19	意見	64	能登空港航空灯火施 設保守点検業務委託	前払金に関す る条項	航空灯火保守点検を通年で継続して行われてお り、業務費の7割は労務費で構成されていることか ら、履行確認済み期間の委託料見合いについて前 払金請求を受けた場合は、請求金額の妥当性を 検証・承認した上で、支払を行う対応を検討しても 問題ないものと考えられる。前払金の条項について 必要な見直しを検討すべきである。	履行確認済みの委託料見合い分の 前払金について見直しを検討する。	検討中	検討中	7年度までは建設工事に係る業務委託契約契約書様式で 作成しているが、次年度以降は協議のうえ契約書に履行確 認済み期間での前払い金の請求を受けた場合には支払を行 う対応とする。	企画振興部	能登空港管理 事務所

No.	区分	R5 報告書 掲載頁	契約名称	指摘等の概要	指摘等の詳細	前回措置状況（公表済）	令和6年度公表 時点の措置状況	現在の 措置状況	措置状況の詳細	担当部	担当所属
20	意見	67	能登空港消防業務委託	1者応札への対応	長期間1者応札となっている契約については、入札に参加しない理由を聞き取りし、かつ、他空港の入札条件等を確認したうえで、入札参加資格、仕様書等の見直しを検討すべきである。	他空港の入札条件等を調査し入札参加資格、仕様書等の見直しを検討する。	検討中	措置済	令和6年度に地方管理空港（飛行場）について調査したところ、一般競争入札では1空港のみ複数応札しているが、16空港は1者応札であり、入札資格要件についても特に厳しい条件とはなっていないと思われる。 令和6年度から資格要件の「全員が消防業務の経験年数1年以上、大型免許を有すること」を「常時消防業務経験が1年以上の者を4名以上、大型免許所持者を4名以上配置し、車両の運転は運転に適合した運転資格所有者が行うこと」に見直しを行っている。	企画振興部	能登空港管理事務所
21	意見	69	能登空港施設警備及び建屋管理業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	指名業者選定に際し機会が公平に与えられるよう配慮し、指名の妥当性を事後に確認できるよう整理する。	検討中	検討中	委託料については、5人以上の指名と財務規則にあるため5者を指名している。 需用費等は8～10者指名としており、対象資格者が10者以下の場合は全員を選定する。	企画振興部	能登空港管理事務所
22	意見	71	能登空港貴重動植物追跡調査業務委託	指名競争入札の際の指名	指名事業者の選定に際し、候補事業者が複数存在する場合は、候補事業者に機会が公平に与えられるよう配慮すると共に、その検討過程の妥当性を事後的に確認できるよう整理しておくべきである。	指名業者選定に際し機会が公平に与えられるよう配慮し、指名の妥当性を事後に確認できるよう整理する。	検討中	措置済	委託料については、5人以上の指名と財務規則にあるが、当調査業務は土木部の指名基準に準拠し8者を指名している。 県内業者及び当業務に実績がある10者から参考見積書を徴取し上位の8者で指名競争入札を実施。	企画振興部	能登空港管理事務所
40	意見	115	いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン事業委託	一般管理費の計上基準	本契約では、人件費と事業費の合計額の10%を一般管理費として算定して予定価格を積算している。本県では、一般管理費の算定方法や一般管理費率について具体的な基準はないが、経済産業省大臣官房会計課から発出されている「委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月）」と比較すると、本契約では再委託費を控除せずに10%を乗じており、一般管理費が多額に見積もられている可能性がある。 一般管理費の積算の考え方を理解し、乗じた率の根拠を文書に残すことが望ましい。	一般管理費の積算の考え方について、他県などの状況を調べて研究してみたい。	検討中	措置済	R8年3月に一般管理費の積算に関する通知を庁内に発出した。	生活環境部 (措置対応検討所属：総務部)	カーボンニュートラル推進課 (措置対応検討所属：総務課)

No.	区分	R5 報告書 掲載頁	契約名称	指摘等の概要	指摘等の詳細	前回措置状況（公表済）	令和6年度公表 時点の措置状況	現在の 措置状況	措置状況の詳細	担当部	担当所属
41	意見	118	白山し尿処理業務委託	特定の業務について再委託の対象としない旨の仕様書の記載	本契約は契約書で再委託等の禁止、再委託する場合には事前に県の承諾が必要となる旨を定めている。しかし、毎年発生する特定の業務については、再委託業者が毎年同じであることから、仕様書において、特定業務を再委託の範囲に含めないよう変更されている。そのため、受託者による再委託先の選定や再委託先における履行体制、再委託金額等について、県への通知や県の承認がなされていない状況である。 仕様書において特定の業務を再委託の対象としない旨が記載されているが、全ての再委託に関して受託者からの申請及び県の承諾を経ることが望ましく、現状の仕様書記載の見直しについて検討することが望ましい。		検討中	措置済	R6業務で再委託申請受理、県の承諾を経る形とした	生活環境部	白山自然保護センター
43	意見	122	デジタル化実践道場開講事業業務委託	参加企業数が当初予定数に満たない場合の対応	令和4年度の実践コース参加企業数は、当初参加予定企業数4社に対し、実際に選定・参加した企業は3社であった。企画提案時に提出された経費見積書で実践コース積算根拠の内訳を確認すると、実践コースの参加企業が1社少ないことで、合計1,100,000円の委託業務費用が実際には発生していなかったと考えられる。この結果、本件の委託費が有効に活用されなかった可能性があると言わざるを得ない。 実践コースの参加予定企業数が当初想定より少ない場合、委託費減額の検討及び交渉を行うことが望ましい。		検討中	措置済	参加企業数が予定より少なかったこと（4社→3社）、能登半島地震の影響もあり、一部カリキュラムを縮小して実施したことから、減額交渉を行い、適正価格に減額した。 ※事業はR5年度で終了	商工労働部	産業政策課
49	意見	155	現場管理業務委託	委託業務内容が異なる変更契約	本契約は、現場管理業務及び測量業務を実施することを前提に入札が行われているところ、契約変更を行って現場管理業務を減少させるとともに、設計業務が新たに付加されている。業務の種類が入札時と異なることから、契約変更により発注することは不適切であると考えられる。 委託業務の種類が異なる場合は新規契約を締結すべきである。		検討中	措置済	令和6年度、令和7年度において業務の種類が入札時と異なる変更契約はない。 業務の種類が入札時と異なる変更とならないよう現場管理業務委託実施要領を改正済み。	農林水産部	森林管理課

No.	区分	R5 報告書 掲載頁	契約名称	指摘等の概要	指摘等の詳細	前回措置状況（公表済）	令和6年度公表 時点の措置状況	現在の 措置状況	措置状況の詳細	担当部	担当所属
50	意見	155	現場管理業務委託	契約条項の整備	本契約の約款は、工事請負契約で使用されている約款が流用されており、現場管理業務及び測量業務に必ずしも適した条項となっていない。また、別に作成されている仕様書と約款の整合性が分かりにくい。 約款と仕様書の記載内容を整理・統合し、委託する業務を前提とした契約条項を整備すべきである。	本契約の約款は県で統一されている業務委託契約約款であることを確認している。仕様書と約款の整合性がわかりにくいのご意見については、約款と仕様書の整合性が分かるよう仕様書の修正を行っているところである。	検討中	措置済	約款と仕様書の整合性が分かるよう仕様書を改正済み。	農林水産部	森林管理課
52	意見	162	実況テレビ放送業務委託	契約金額の妥当性の検証	委託業務に関して委託先で発生した費用の実績について把握がなされていなかった。 1者見積による随意契約は競争性が働かず契約金額が割高になってしまう可能性があるため、積算と実績を比較・分析し、契約金額の妥当性を検証すべきである。	積算と実績を比較・分析し、特に前年度から金額が変わった項目については、価格が適正になっているか検証する。	検討中	措置済	契約金額(人件費・旅費・機材費等)に変動が生じる場合、業者より見積および内訳の提示を受け、業者と担当グループの打ち合わせにおいて、価格変動の説明を受け、経費の精査及び必要性を検証している。	競馬事業局	競馬総務課
55	意見	169	自家用電気工作物保安管理業務委託	入札不調への対応	令和5年度は指名業者数5者に対し入札辞退者が3者と多く、かつ、入札不調であった。 今後も入札不調が続くようであれば、長期契約の必要性や他の土木事務所保有の自家用電気工作物の保安管理業務と契約を一本化することなど、契約期間や契約範囲の見直しを検討することが望ましい。	令和6年度契約では、事前に複数業者から参考見積を徴収し、実態に即した予定価格を設定することにより、入札辞退者は2者いたもの入札不調にはならなかった。引き続き、複数業者から聞き取り等を行い、入札不調を防止していく。	検討中	措置済	指名業者の選定にあたり、入札が不調にならないよう、事前に直近の入札に応札した業者3者に聞き取りを行った結果、入札が成立している。	土木部	県央土木総合事務所
61	意見	185	石川県水道用水供給事業鶴来浄水場運転監視業務委託	1者応札への対応	本契約においては、11年と比較的長期間にわたり1者応札が継続している。1者応札が継続していることから、落札価格が高止まりする可能性が高いことから、長期的な委託料削減の観点から、契約方法や契約期間について適宜検討することが望ましい。	本業務は、専門性が高く、水道水というライフラインに関するものなので、入札要件の緩和は現時点では難しいと解しているが、今後の入札で1者応札が継続する場合は、契約方法や契約期間について、適宜検討してまいりたい。	検討中	措置済	R6年の入札時に賃金及び物価変動に基づく業務委託料の変更について、契約書案に明記することで応札しやすい環境を整えた。	土木部	手取川水道事務所
62	意見	190	財務会計オンラインシステム運用管理支援業務委託	再委託する業務内容	本業務は、運用保守業務の一部を再委託しており、委託先から事前に提出された「再委託承認申請書」には、「運用保守業務の一部」と記載されている。 再委託承認申請書に記載する「再委託する業務の内容」は業務内容が具体的にわかる詳細な記載を求めべきである。	今後再委託承認申請が合った場合は、再委託する業務の内容が具体的にわかる詳細な記載を求める。	検討中	措置済	今後再委託承認申請があった場合は、再委託する業務の内容が具体的にわかる詳細な記載を求める。 なお、令和5年度以降現在に至るまで再委託していない。	出納室	出納室
63	意見	193	石川県立金沢西高等学校機械警備業務委託	長期間同一先との契約	本契約は契約期間が9年であり、2回の指名競争（18年）、それ以前は随意契約（随意契約で契約していた期間は不明）で委託先と契約している。指名競争入札の指名業者は県内高校の機械警備実績のある5者としており、前回の指名業者を確認する書類は現存せず確認できなかったが、担当所属の説明によると、何らかの考えで入れ替えを行っており、指名業者が固定化されている状況にはないとのことであった。しかし、県内高校の機械警備実績を考慮する方針を継続する場合、指名業者が硬直化する可能性がある。 長期間同一先との契約となっている場合は、要因の聞き取り等し、必要に応じて選定方法や契約方法の見直しを検討すべきである。	前回の指名業者を確認する書類は現存せず確認できなかったが、指名競争入札は適正に執行されており、入札に不正行為があったわけではない。当時は、何らかの考えで指名業者の入れ替えを行っており、指名業者が固定化されないように工夫していたと推測される。確かに県内高校の機械警備実績を考慮する方針を継続する場合、指名業者が硬直化する可能性は否定できないが、競争性が働かなくなるわけではない。今後、より競争性を高めるため、より参入しやすい仕様や指名業者数を増やすなど見直しを検討したい。	検討中	措置済	前回措置状況に記載のあるように、より参入しやすい仕様や指名業者数を増やす等の見直しを検討したが学校施設という特性上生徒が利用することを考えると警備事業者の信頼性を確保する必要があり、有資格者名簿から金沢市内に本社または支社、営業所があり非常時に即応可能な警備事業者は数が限られている。また入札の仕様変更についても一般競争が適していないかつ実績のある業者を外すことに正当な理由が見当たらないことから仕様変更も殆ど変えられないという結論になった。以上のことから検討結果は現状維持となった。	教育委員会	金沢西高等学校

No.	区分	R5 報告書 掲載頁	契約名称	指摘等の概要	指摘等の詳細	前回措置状況（公表済）	令和6年度公表 時点の措置状況	現在の 措置状況	措置状況の詳細	担当部	担当所属
69	意見	202	一針C遺跡埋蔵文化 財発掘調査等業務委託	再委託禁止条 項の見直し	契約書の条項で実施計画書に基づく再委託は、 県への事前申請・承認不要としている。実施計画 書には事前申請で求める項目が漏れなく記載され ているわけではなく、条項の見直しを検討すること が望ましい。 検討の結果、見直しを行わないのであれば、今後、 県で作成が期待される再委託の基準等で求める申 請項目を実施計画書に明記するよう委託先へ依 頼することが考えられる。		検討中	措置済	契約書の条項の見直しを行い、R7年度から変更した (第12条)。実施計画書には事前申請に必要な項目が 記載されていないことから、再委託承認申請書の提出を委託 先に求めることとした。	教育委員会	文化財課
72	意見	205	停止処分者講習等業 務委託	1者応札への対 応	停止処分者講習等に関する業務の資格認定基 準は公表されているが、平成30年度以降令和5年 まで認定された者は、(一財)石川県交通安全 協会のみとなっており、1者応札が継続している。 1者応札が継続している場合は、原因を聞き取り等 し、必要に応じて契約方法や仕様書等の見直しを 検討すべきである。		検討中	措置済	前回回答時、見直しは実施済みである。 なお、契約の見直しを行い、令和6年度以降、他の委託契 約と仕様をまとめ、別の契約として一般競争入札を実施して いる。	警察本部	運転免許課
73	意見	206	停止処分者講習等業 務委託	適切な積算の 実施	委託業務費用のほとんどである人件費の積算は前 年度契約額を参考に、必要人数×単価×期間で 算定されているが、委託業務の実績結果は仕様書 に従ったものであり、積算の算定要素に関わるもの ではないため、積算と実績を比較できない。 県は、当初の積算と実績が比較できるような情報を 受託者に求め、実績の検証を適切に実施し、翌年 度以降の委託金額の積算を実施すべきである。		検討中	措置済	No.72のとおり、契約の見直しを行い、令和6年度以降、他の 委託契約と仕様をまとめ、別の契約として一般競争入札を実 施しているが、意見を踏まえ、受託者から実績情報を収集 し、積算と実績の検証を行い、翌年度の必要人数の積算に 反映させている。	警察本部	運転免許課